平成２３年（フ）第４７３号
熊本県菊池市隈府230番地ファミリー112
債務者　繁田　正敏
1　決定年月日時　平成23年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第２５８号
宮崎市宮崎駅東３丁目２番地５　白水舎ハイムＢ棟51号
債務者　大坪　　史
1　決定年月日時　平成23年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１３９号
宮崎県北諸県郡三股町大字蓼池5319番地１　アモールＤ棟
債務者　徳原　重喜
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２３年（フ）第１４０号
宮崎県北諸県郡三股町大字蓼池5319番地１　アモールＤ棟
債務者　徳原　和子
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２３年（フ）第３７２号
鹿児島県鹿児島市西別府町1402番地１
債務者　金井　保久
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第３７３号
鹿児島県鹿児島市西千石町14番８号　第７心友館304、住民票上の住所鹿児島県鹿児島市西別府町1402番地１
債務者　金井いつ子
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第３８０号
鹿児島県鹿児島市下福元町8553番地３
債務者　脇田　大介
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第３８１号
鹿児島県鹿児島市坂之上５丁目４番18号
債務者　大脇　祐一
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第２８４号
沖縄県那覇市首里石嶺町４丁目294番地７にいさとビル206
債務者　太田　惠雄
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第３０１号
沖縄県那覇市長田１丁目23番12号グランドハイムはなぐすく504
債務者　大城　実康
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第３３５号
沖縄県那覇市曙３丁目20番25号エンジョイホーム曙305
債務者　我謝　紀子
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第８４号
岩手県北上市本通り３丁目11番２号　ディアス本通りＢ棟103号、前住所岩手県北上市青柳町２丁目５番42号
債務者　堀井　和子
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２３年（フ）第２９３号
秋田市泉一ノ坪１番37号
債務者　石塚　信子
1　決定年月日時　平成23年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２９８号
秋田市御所野地蔵田２丁目20番８号
債務者　五十嵐由美
1　決定年月日時　平成23年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１３９号
福島県いわき市小名浜字鳥居北117番地の５　マルヤスマンション第１・１―303
債務者　東條　一郎
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第４９１号
福岡県うきは市吉井町1306番地１、旧住所福岡県久留米市長門石３丁目３番43―303号
債務者　吉瀬　仁延
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第３９号
福岡県大牟田市明治町２丁目52番地１　レオパレスシャーウッドの森　204号
債務者　猿渡　大人
1　決定年月日時　平成23年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
福岡地方裁判所大牟田支部